

令和3年3月12日
理財部 契約課

契約約款で適用する遅延利息等の率について

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条
第1項の規定により財務大臣が決定する率

契約締結日	遅延利息等の率
平成29年4月1日から 令和2年3月31日まで	年2.7%
平成29年4月1日から 令和3年3月31日まで	年2.6%
令和3年4月1日から	年2.5%

今後、変更される場合には改めてお知らせいたします。